

令和8年4月に大学・短期大学・専門学校に進学予定の方へ

令和8年度 防府市奨学生を募集します。

一般・定住促進奨学金

- 月額最大5万円
(一般奨学金 4万円
+定住促進奨学金1万円)を
無利子で借りることができます。

- 入学一時金
一般奨学金の一部を初回にまとめて借りることができます。

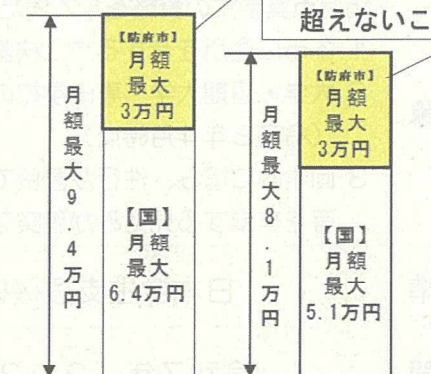
- 大学等卒業後、継続して3年以上
防府市に定住した場合、定住促進
奨学金の返還が不要になります。

注) 一般・定住促進奨学金は、他の奨学金を借りている場合は利用できません。

併用型奨学金

- 他の奨学金(日本学生支援機構等)の貸付を受けている場合に、月額最大3万円まで貸付を受けるができます。

貸付額の概要



- ◆ 1,000円単位で設定可能
◆ 他の奨学金の貸付額を超えないこと

私立大 国公立大
国(日本学生支援機構)と併用する場合

いずれも

対象者(次の資格を全て満たす方)

- 1 本市に住所を有する方に扶養される方
- 2 大学・短期大学・専修学校の専門課程の学生
(令和8年4月時点)
- 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な方

所得家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額が
189,400円以下であること。

※計算方法は日本学生支援機構

(貸与型)に準ずる。



申請受付期間 令和7年12月1日(月)～25日(木)

今後の予定

令和8年1月～2月中旬 審査・決定通知文書送付
令和8年3月～4月 必要書類(口座振込依頼書・在学証明書等)の提出
令和8年4月 初回貸付(以後、3か月ごとに貸付)

申請・問合せ 防府市 教育委員会 教育総務課(防府市役所本館8階・電話25-2144)

詳しくは防府市HPをご確認ください





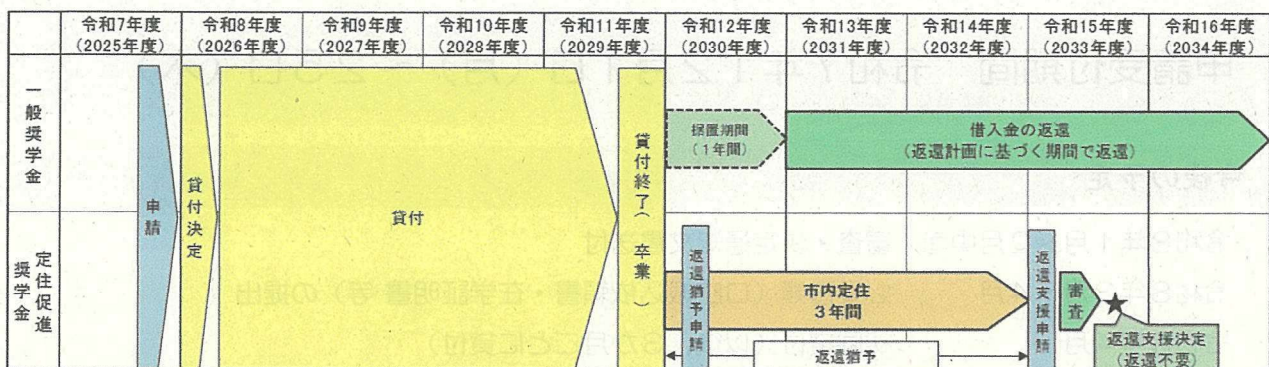
防府市奨学金制度 早見表

	併用型奨学金	一般奨学金	定住促進奨学金
他の奨学金	借りている	借りていない	
貸付金額 (月額)	最大3万円	3万円 または 4万円	1万円 ※一般奨学金に上乗せして貸付。
貸付期間	在学する学校の正規の修業期間		
貸付利子	無利子		
募集人数	20人以内	20人以内	
貸付対象	防府市奨学生の資格を全て満たす方 1 本市に住所を有する方に扶養される方 2 大学・短期大学・専修学校の専門課程の学生 (令和8年4月時点) 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学 等を卒業する見込みが確実な方		<u>一般奨学金の借受者で、大学等を卒業後、継続して3年以上防府市に定住する意思のある方</u> ※定住促進奨学金のみの貸付は不可。 ※併用型奨学金との合算も不可。
所得基準	日本学生支援機構が定める <u>第一種奨学金</u> の所得基準以下		
申請期間	令和7年(2025年)12月1日(月)～25日(木)		

奨学金の貸付・返済期間(一般・定住促進奨学金、併用型奨学金いずれも)



定住促進奨学金《4年間貸付を受け、定住促進奨学金返還支援制度を利用する場合》



令和8年度（2026年度） 防府市奨学生募集要項

申請期間

令和7年（2025年）12月1日（月）～12月25日（木）

一般奨学金・定住促進奨学金 (他の奨学金を <u>借りていない方</u>)	➡	P 4
---	---	-----

併用型奨学金（他の奨学金を <u>借りている方</u> ）	➡	P 5
-------------------------------	---	-----

貸付手続き・返還	➡	P 6
----------	---	-----

Q & A	➡	P 1 2
-------	---	-------

奨学金の貸付を受ける方（防府市奨学生）の資格

- 1 本市に住所を有する方に扶養される方（またはこれに準ずる方）
- 2 学校教育法に規定する大学（短大可・大学院不可）・修業年限2年以上の専修学校の専門課程の学生または令和8年4月に入学予定の方
- 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な方
- 4 学資の支出が困難な方（※）

※学資の支出が困難な方…

日本学生支援機構第一種奨学金の所得家計基準に準じる方
最新の所得課税情報（令和6年（2024年）中）の収入・所得で審査します。

日本学生支援機構 HP で所得要件を 必ずご確認ください →



1 防府市奨学資金貸付金の制度（概要）

○ 申請日時・申請場所

申請日時	申請場所	問合せ
令和7年12月 1日（月）～ 12月25日（木） 午前8時30分～午後5時15分	防府市役所 本館8階 教育総務課	〒747-8501 防府市寿町7番1号 電話：0835-25-2144 FAX：0835-23-3011
窓口延長時【毎週木曜】 12月4日（木）、11日（木）、 18日（木）、25日（木） 午後5時15分～午後7時	防府市役所 本館1階 ⑫番窓口	

○ 貸付対象

- 1 本市に住所を有する方に扶養される方（またはこれに準ずる方）
- 2 学校教育法に規定する大学（短大可・大学院不可）・修業年限2年以上の専修学校の専門課程の学生または令和8年4月に入学予定の方
- 3 向学心に富み、性行が善良で、在学する大学等を卒業する見込みが確実な方
- 4 学資の支出が困難な方（※）

※ 所得家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額が **189,400 円 以下** であること。
 → 計算方法は日本学生支援機構（貸与型）第一種奨学金に準じます。
 詳しくは、日本学生支援機構 HP を 必ず確認 してください。



2 防府市奨学金の種類

防府市の奨学金は、以下の 2 種類があります。

○他の奨学金の貸付けを受けていない方を対象とした 一般奨学金と定住促進奨学金

○他の奨学金の貸付けを受けている方を対象 として 併用型奨学金

【いずれも】

貸付期間：在学する学校の正規の修業期間

返還期間：貸付を受けた期間の 3 倍の期間

返還開始：卒業の月の 1 年後から

（4 年間貸付を受けた場合、返還期間は 1 2 年間）

○ 奨学金の種類・貸付月額、返還期間

	一般奨学金	定住促進奨学金	併用型奨学金
他の奨学金	借りていない		借りている
貸付金額 (月額)	3 万円 または 4 万円	1 万円 ※一般奨学金に 上乗せして貸付。	最大 3 万円
募集人数	2 0 人以内		2 0 人以内
貸付期間	在学する学校の正規の修業期間		
貸付利子	無利子		
返還期間	貸付を受けた期間の 3 倍の期間 (4 年間貸付を受けた場合、返還期間は 1 2 年間) 【返還開始：卒業の月の 1 年後から】		

(1) 一般奨学金・定住促進奨学金

奨学金の種類	一般奨学金	定住促進奨学金
貸付対象	防府市奨学生 (他の奨学金の貸付けを <u>受けていない方</u>)	大学等を卒業後継続して、 3年以上防府市に定住する 意思のある方 ※定住促進奨学金のみの <u>貸付は不可。</u>
貸付金額 (月額)	3万円 または 4万円	1万円 ※一般奨学金に上乗せして貸付。
(※) 入学一時金 (入学生のみ)	1万円または5千円に、 正規の修業月数を乗じた額	

※一般奨学金の一部は、入学一時金として初回（4月）の貸付時にあわせて借り
ることができます。（令和8年4月 入学者のうち、希望する場合）

※入学一時金の貸付を受ける場合は、貸付月額を減額します。

防府市一般・定住促進奨学金貸付例

貸付月額：一般奨学金 4万円 + 定住促進奨学金 1万円 = 5万円

貸付期間：4年（48か月） 振込回数：16回（3か月に一回）

入学一時金：1万円×48か月の場合

奨学金の種類	月額	初 回	2回目～16回目
一般奨学金	4万円	48万円（1万円×48か月分）	
		9万円（3万円×3か月分）	9万円（3万円×3か月分）
定住促進奨学金	1万円	3万円（1万円×3か月分）	3万円（1万円×3か月分）
一回当たりの振込額		60万円	12万円
貸付総額		240万円	

令和8年度 防府市奨学生募集要項

※通常の貸付例（一般奨学金 月額4万円＋定住促進奨学金 月額1万円）×4年間

	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				合計
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目	16回目	
	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
一般奨学金	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	192万円
定住促進奨学金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	48万円
貸付合計	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	15万円	240万円

※一時金を利用した貸付例（一般奨学金 月額4万円＋定住促進奨学金 月額1万円）×4年間

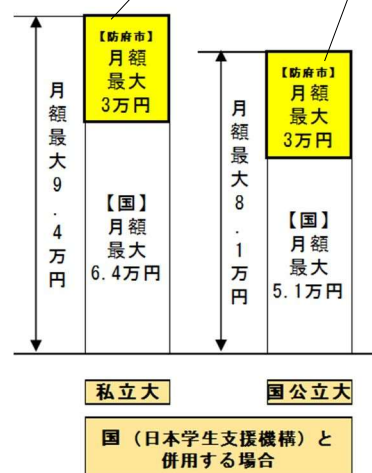
	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				合計
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目	16回目	
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
一般奨学金	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	144万円
一時金	1	各月の1万円を初回にまとめて貸付															合計
	×48月分																
	48万円																48万円
定住促進奨学金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	48万円
貸付合計	60万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円	240万円

(2) 併用型奨学金

他の奨学金（日本学生支援機構等）を借り入れている場合、併用型奨学金を借り入れることができます。

奨学金の種類	併用型奨学金
貸付対象	防府市奨学生 (他の奨学金の <u>貸付けを受けている方</u>)
貸付金額 (月額)	最大3万円 ・1,000円単位で設定可能 ・他の奨学金の貸付額を超えないこと
入学一時金 (入学生のみ)	なし

- ◆ 1,000円単位で設定可能
- ◆ 他の奨学金の貸付額を超えないこと



防府市併用型奨学金貸付例

奨学金の種類	月額	初回～16回目
併用型奨学金	3万円	9万円（3万円×3か月分）
一回当たりの振込額		9万円
貸付総額		144万円

併用型奨学金の貸付を受ける際の注意事項

- (1) 現在、防府市一般奨学金・定住促進奨学金の貸付を受けている方は利用できません。
- (2) 現在、貸付を受けている（またはこれから受ける貸付を予定の）奨学金が、他の奨学金と併用可能であるか、よくご確認ください。

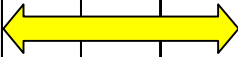
(例) 山口県ひとづくり財団 奨学金における出願資格

「他団体等の貸与型の奨学生でない者」と定められており、防府市併用型奨学金と併せて貸付けを受けることができません。

- (3) 他の奨学金の貸付が終了した場合、本併用型奨学金の貸付も終了します。

3 奨学金の貸付を受けるまでの手続き・スケジュール

申請から貸付までのスケジュール

令和7年			令和8年											
12月			1月			2月			3月			4月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
 ①申 請			審 査			②仮決定通知送付						④在学証明書提出 ⑤決定通知書送付 初回貸付		

① 申 請 令和7年12月1日（月）～令和7年12月25日（木）

② 仮決定通知送付 令和8年2月中旬頃を予定

③ 書類提出① 誓約書（連帯保証人2人の連署が必要）

④ 書類提出② 在学証明書
（新たに大学へ進学される場合、入学後の提出）

⑤ 決定通知送付

⑥	初回貸付	上記の提出書類確認次第、 令和8年4月上旬～中旬	 指定口座へ振込
	以後、 定期貸付	令和8年7月～卒業月まで （3か月に1回 貸付）	

申請書類のうち「奨学生推薦調書」について、「学力所見」および「人物所見」の欄は、指導教員の方に作成を依頼してください。その他の欄については大学で作成しますので、令和7年12月15日（月）までに経済支援係へご連絡ください。（電話：083-933-5165 / メール：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）

① 奨学生の申請 : 令和7年12月1日（月）～令和7年12月25日（木）

- ・申請先 防府市教育委員会 教育部 教育総務課（防府市役所本館8階）
- ・申請書類

奨学金の種別	一般・定住促進奨学金	併用型奨学金
申請書類	・一般奨学金貸付申請書 (第一号様式)	・併用型奨学金貸付申請書 (第九号様式)
	・奨学生推薦調書 (第二号様式)	・奨学生推薦調書 (第二号様式)
		・他の奨学資金の貸付の内容 を明らかにする書類
	・承諾書（※）	・承諾書
申請書一式は、 ○ 防府市役所 本館8階 教育総務課 で 配付 または ○ 防府市公式ホームページ > 組織で探す > 教育総務課 > 防府市奨学金 からダウンロードできます。		

※『承諾書』を提出された場合、奨学金貸付申請に添付することとなっている、住民票及び収入の状況を明らかにする書類(所得課税証明等)は必要ありません。
住所情報及び令和6年中の所得課税状況を防府市教育委員会が確認します。
ただし、申請の前年1月2日以降に防府市に転入した方は、収入の確認にこの承諾書は使えませんので、申請年度の所得証明書を添付してください。

② 奨学生の仮決定 : 令和8年2月中旬頃を予定

奨学生選考審査会の選考を経て、奨学生の仮決定をします。
仮決定通知の送付は、令和8年2月中旬頃の予定です。

- ・各奨学金に対して、募集定員を超える応募があった場合 または
- ・所得家計基準（生計維持者の貸与額算定基準額）が189,400円以上の場合等、
選考審査会において『不採用』となることがあります。

③誓約書、④在学証明書の提出

仮決定通知を受け取った方は、以下の書類を提出してください。

- ・誓約書（連帯保証人2人の連署が必要）（第三号様式）
- ・在学証明書（大学へ進学される場合、入学後の提出）

⑤ 奨学生の決定、⑥奨学金の貸付

誓約書及び在学証明書の提出内容を確認後、奨学生として正式に決定した方へ奨学生決定通知書を送付します。

奨学金は、毎年度四期に分けて（4月、7月、10月及び翌年1月）指定された口座へ振り込みます。

※一般奨学金のうち、入学一時金を申込みされた方は、初回の貸付（4月中～下旬予定）とあわせて振り込みます。

※防府市奨学生は、奨学金の貸付にあたり、毎年度末に学業成績証明書の提出が必要です。

4 奨学金の休止・取消

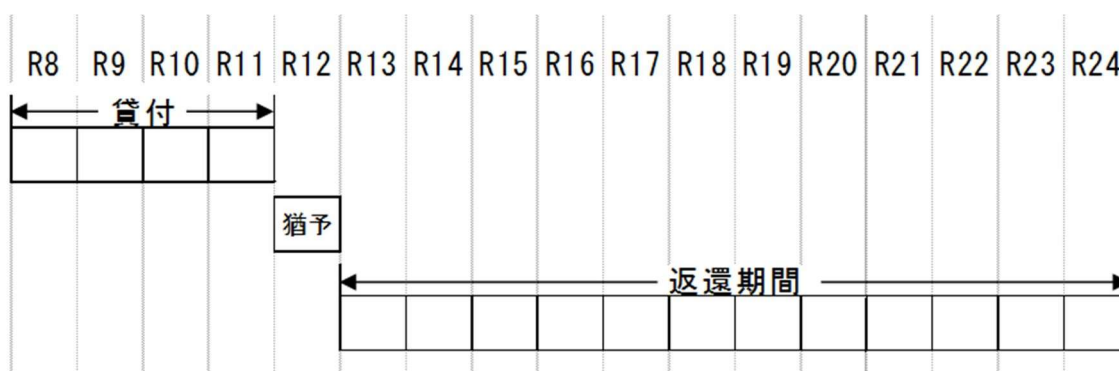
(1) 奨学生が休学及び留年した場合、その期間中、奨学金の貸付を休止します。

(2) 次の場合には、奨学金の貸付を取り消します。

- ① 疾病その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき。
- ② 奨学金を必要としなくなったとき。
- ③ 休学又は転学を承認しがたいとき。
- ④ その他奨学生として適当でないとき。

5 奨学金の返還

貸付終了から返還のスケジュール



(1) 奨学金借用証書の提出

次の場合、奨学金借用証書（連帯保証人2人の連署が必要）を提出してください。

- ① 大学等を卒業または退学した場合
- ② 大学等の就学中に防府市奨学金の貸付を辞退した場合
- ③ その他の事由により防府市奨学金の貸付を取り消しとなった場合

(2) 返還の開始・・・卒業の月の1年後から返還が開始となります。

※退学・辞退等の事由で貸付が取り消されたときは、その事由が生じた月の1年後から奨学金の返還が開始となります。

(3) 返還期間・・・貸付を受けた期間の3倍の期間

- ・返還開始は卒業の月の1年後から
- ・月賦、半年賦又は年賦による返還
(1月に満たない端数期間があるときは、これを切り上げて得た期間)
- ・全部又は一部の繰上返還可能。

(4) 返還方法 … 口座振替による返還

口座振替取扱金融機関

- 山口銀行 ○ 広島銀行 ○ 北九州銀行 ○ 三井住友信託銀行
- もみじ銀行 ○ 西京銀行 ○ 萩山口信用金庫 ○ 東山口信用金庫
- 中国労働金庫 ○ 山口県農業協同組合 ○ 山口県漁業協同組合
- ゆうちょ銀行

※納付書による返還も可能です。(返還方法は途中で変更可能)

(5) 返還の猶予

疾病その他の事由で奨学金の返還が困難となった方については、願い出により返還の期間を猶予することができます。

防府市一般奨学金 返還例

貸付月額	貸付期間	貸付総額	返還期間	返還月額
30,000 円	4 年間 (4 8 か月)	1 4 4 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	10,000 円
40,000 円		1 9 2 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	13,333 円
50,000 円		2 4 0 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	16,666 円

※端数は初回の返還に合算します。

※定住促進奨学金返還支援制度を利用するために定住促進奨学金の返還猶予を受ける方は、一般奨学金のみの返還となります。

防府市併用型奨学金 返還例

貸付月額	貸付期間	貸付総額	返還期間	返還月額
30,000 円	4 年間 (4 8 か月)	1 4 4 万円	1 2 年間 (1 4 4 か月)	10,000 円

6 定住促進奨学金の返還支援について

（１）対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①防府市奨学生のうち、定住促進奨学金の貸付の決定を受けた方
- ②大学等卒業後、継続して３年以上防府市内に定住した方

（２）支援内容

定住促進奨学金の貸付を受けた方が、大学等卒業後、継続して３年以上防府市内に定住した場合、定住促進奨学金貸付額（全額）の返還を市が補助します。

<例> 定住促進奨学金４年間貸付の場合

→ 貸付総額４８万円（月額１万円×４年）の返還を市が補助します。

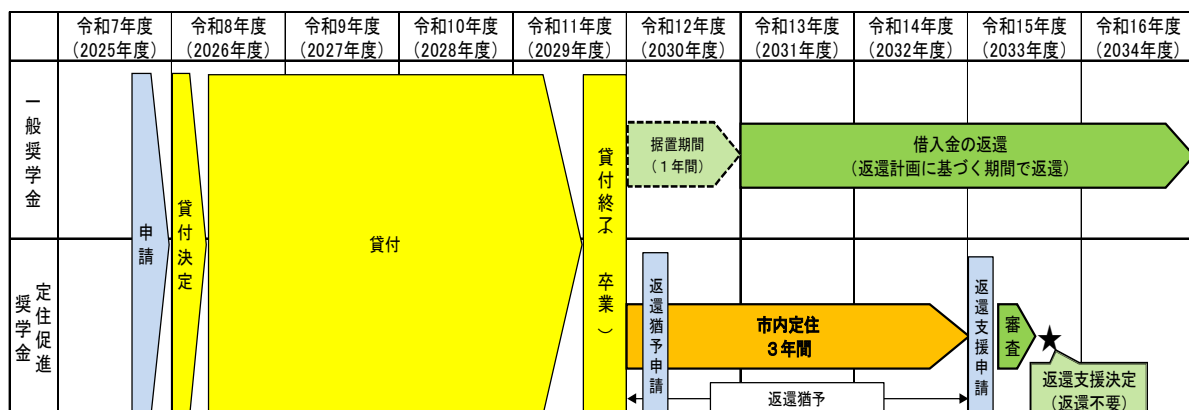
（３）定住促進奨学金の返還支援までの流れ

- ①卒業等による貸付終了後、定住促進奨学金返還猶予の申請を行います。
- ②卒業後３年間、返還猶予を受けます。
- ③市内定住が継続して３年を超えた時点で、定住促進奨学金返還支援の申請を行います。
- ④申請内容の審査後、返還支援が決定した場合、定住促進奨学金貸付額の全額を市が補助します。

※大学卒業後３年未満で防府市外へ転出した場合は、定住促進奨学金を返還していただくこととなります。

※一般奨学金は、返還支援の対象になりません。
（貸付終了から１年後に返還開始となります。）

《４年間貸付を受け、定住促進奨学金返還支援制度を利用する場合》



7 併用型奨学金を返還する際の注意事項

返還開始：卒業の月の1年後から

返還期間：貸付を受けた期間の3倍の期間

※併用元となる奨学金の返還において、返還期間の延長、猶予、免除が行われた場合であっても、防府市併用型奨学金の返還期間は変更されませんのでご注意ください。

		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
市	併用型奨学金	貸付（4年）				猶予	返還（12年）														
他の奨学金 A		貸付（4年）				猶予	返還（15年）														
他の奨学金 B（職業型）		貸付（4年）				返還（5年）				以後、返還免除											
他の奨学金 C	一般奨学金	貸付（4年）				猶予	返還（10年）														
	定住奨学金					猶予		返還支援	返還免除												

併用元の奨学金の

- ・ 返還期間
- ・ 返還額の一部または全部の免除
- ・ 返還猶予等

に関わらず、

防府市併用型奨学金の返済期間は返還を受けた期間の3倍です。
（返還開始は卒業の月の1年後から）

防府市奨学金 Q & A

奨学生申請手続きについて

Q 1. 令和8年4月に大学へ進学予定です。

第1希望の大学の試験結果（可否）が申請期間後に発表されます。

このため、申請時に進学先が決定していません。入学予定学校はどの学校を記入したらよいですか？

A 1. **申請時点で入学する見込みの高い学校（第1希望等）を記入してください。**

申請書に記載の入学予定学校と実際の入学学校が異なった場合でも、奨学生の決定に影響はありません。

Q 2 現在大学に通っている在学生です。入学一時金の申請はできますか？

A 2. **申請時点で大学等に在学している場合、入学一時金の申請はできません。**

Q 3. 防府市一般奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構貸与型奨学金の申請をします。

併せて奨学金を借り受けることはできますか？

A 3. **防府市一般奨学金は他の貸与型奨学金と併用はできません。**

ただし申込は可能ですので、申請時に他の貸与型奨学金の申請状況を申請書に記入してください（併願していることは選考に影響しません）。

この場合、防府市一般奨学金の仮決定通知後に、防府市奨学金か日本学生支援機構貸与型奨学金のどちらを借り受けるか選択してください。

Q 4. 防府市一般奨学金の申請と併せて、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請をします。併せて奨学金を受けることはできますか？

A 4. **防府市一般奨学金は他の給付型奨学金と併用は可能です。**

奨学生仮決定後の手続きについて

Q 5. 令和8年度奨学生に仮決定しました。しかし、併願中の他の貸与型奨学金の結果が出ないため、締切までに辞退する奨学金を決めることができません。

手続き等はどのようにしたらよいですか？

A 5. 他の貸与型奨学金の採用結果が不明等の理由で、仮決定通知でお知らせする締切日までに誓約書等が提出できない場合は、教育総務課へ御相談ください。

また、他の貸与型奨学金を受けることになった場合は、防府市奨学金の辞退手続きが必要になりますので、同様に締切日までに御相談ください。

Q 6. 令和8年度奨学生に仮決定しました。しかし、進学先が決まらず、浪人することになりました。予備校生として奨学金の貸付を受けることはできますか？
また、令和9年度に令和8年度奨学生の仮決定は持ち越されますか？

A 6. **令和8年度に入学しなかった場合、奨学金の貸付を受けることはできません。**
また、令和8年度奨学生の仮決定は令和8年度に限りますので、令和9年度に改めて申請してください。

Q 7. 防府市奨学生に決定しました。初回の奨学金は、いつ頃・誰の口座に振り込まれますか？

A 7. **4月中～下旬に奨学生の指定口座に振込を行う予定です。**

※書類の提出状況等により前後します。（振込日や振込金額は通知します）。
一時金を申請された方へは、初回の振り込み時に合算して振込を行います。
なお、振込口座指定書類は、誓約書等とあわせて提出してください。

併用型奨学金について

Q 8. 民間団体が運営する奨学金の貸付を受ける予定です。
防府市併用型奨学金の貸付を受けることはできますか？

A 8. **民間団体が運営する奨学金の貸付条件をよくご確認ください。**
貸付条件や出願資格において、「他団体等の貸与型の奨学金でない者」等の記載による定めがある場合は、防府市併用型奨学金の貸付を受けることはできません。

Q 9. 大学4年間、民間団体が運営する就業型の奨学金の貸付を受け、その上で防府市併用型奨学金の貸付を受けていました。
大学卒業後、民間団体の定める就業期間中は返還が猶予されました。
また、所定の就業期間を満たしたため、就業型奨学金の返還が免除されました。
この時、防府市併用型奨学金の返還も免除されますか？

A 9. **防府市併用型奨学金の返還は免除されません。**
併用元の奨学金の返還期間、返還額の一部または全部の免除、返還猶予等に関わらず、防府市併用型奨学金の返還期間は返還を受けた期間の3倍です。

申請・問合せ先

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
防府市教育委員会 教育部 教育総務課（本館8階）
電話：0835-25-2144 FAX：0835-23-3011
E-mail：kyouiku@city.hofu.yamaguchi.jp